

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530008

研究課題名（和文） 生命倫理規範の制度化に関する法哲学的研究

研究課題名（英文） Institutionalisation on Bioethical Norms from the Perspective of Legal Philosophy

研究代表者

山崎 康仕（YAMAZAKI YASUJI）

神戸大学・大学院国際文化学研究科・教授

研究者番号：00200668

研究成果の概要（和文）：

本研究は、「生と死をめぐる規範」について、とくにその規範の制度化について、どのような視座や視点、原理原則が必要とされるのかを理論的かつ実証的に探究することを目的とした。具体的には、欧米型の生命倫理規範の特質と、東アジア型の生命倫理規範の特質とを探究すると共に、わが国の在るべき生命倫理規範を原理的に探究した。

その結果は、わが国の生命倫理規範として、欧米型と通底する普遍的な部分と、東アジアやわが国固有の文化的要素を反映したなローカルな部分と、を統合する規範構築の視座の必要性を析出した。

研究成果の概要（英文）：

This inquiry was intended to explore theoretically and positively what perspectives we should take in establishing 'the norms concerning human life and death,' especially its institutionalisation. It did research on the characteristics of Euro-American and East-Asian bioethical norms, exploring the principles in bioethical norms which are properly accepted in Japanese culture.

It ended with the confirmation that in establishing properly bioethical norms we need the integrative perspective combining the universal parts which underlie both the Euro-American and East-Asian type of norms, and the local ones which reflect East-Asian and Japanese cultures respectively.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：法哲学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：生命倫理，法と倫理，法哲学，制度化，自己決定

1. 研究開始当初の背景

(1) 生命倫理規範の再構築と制度化の必要性

現代社会における科学技術の進歩は、一方において体外授精技術に見られるように、ヒト胚

(human embryo) を実験対象とする研究やその技術利用を推進し、ヒト胚の在り方をめぐる規範、つまり「人の生まれ」に関する規範を再構築す

るといふ課題を投げかけている。他方、科学技術、とくに医療技術の進歩は、「人の死の迎え方」についての選択肢を拡大し、その在り方をめぐる規範の再構築という課題を生み出している。このように現代社会では、「人の生と死」をめぐる規範(この規範を「生命倫理規範」と呼ぶ。)の再構築および制度化が求められている。この時代的要請に応じて生命倫理学(Bioethics)が1970年代に米英を中心に登場すると共に、最近10数年の間に各国では多数の立法を通しての生命倫理規範の制度化が行われている。例えば、イギリスの「ヒトの受精と胚研究に関する法律」(1990)、ドイツの「胚保護法」(1990)、フランスの「生命倫理三法」(1994)がそれである。東アジアでも、韓国の「生命の倫理及び安全に関する法律」(2003)、中国の「生殖補助医療倫理原則」(2003)などが制定されている。

(2) 生命倫理規範のグローバル化の趨勢とその問題点

現代社会では、このような各国での個別の生命倫理規範の再構築・制度化の動きだけでなく、経済のグローバル化に伴って、生命倫理規範の統一化あるいはグローバル化の要求が見られる。例えば、欧州評議会の「人権と生物学に関する条約」(1997)、UNESCOの「生命倫理と人権に関する世界宣言」(2005)、国連でのクローン人間禁止条約に向けての動向などがそれである。しかし生命倫理規範の普遍化・国際化・グローバル化は、生命倫理規範の多様性を捨象して、特定の生命倫理規範を普遍化する危険性を有し、特定の価値観の強要または文化的な侵略の様相をもちうるものである。とくに欧米を中心とする「先進工業諸国」が生命倫理規範構築でも先行したために、経済的優位にもとづく特定の生命倫理規範の押しつけの危険性がありうる。

(3) わが国における生命倫理規範の再構築と制

度化

このような生命倫理規範の再構築の要請とそのグローバル化の中で、わが国もその課題に早急に答えることが求められている。しかしわが国でのその法制度化に関しては、「臓器の移植に関する法律」や「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」、行政指針として「特定胚の取扱いに関する指針」があるくらいで、この領域での統一的な一般法は存在せず、その種の規範はなお形成途上にある。特にヒト胚を使用した研究が米英などで著しい発展を見せている現代にあつて、わが国は、規範作りに手間取り研究に出遅れた感が否めないし、また、延命治療中止をめぐる問題に見られるように、臨床の場での生命倫理規範の早急な構築・制度化が待たれている。

(4) 生命倫理規範の制度化自体の問題

どのような生命倫理規範を定立するのかという問題ではなく、生命倫理規範をどのような形で制度するのかという、制度化をめぐる問題がある。欧米型の生命倫理規範の形成方法としては、米英独仏の間で次のような差異が指摘されている。すなわち、アメリカでは、立法府や行政府主導の規範形成ではなく、当事者(臨床医、患者・家族、研究者など)の自治に委ねられているという私的自治主導モデルにその規範形成の特色があるとされる。それに対して、独仏では、生命倫理規範を主要な公共の秩序の一つと位置づけ、その基本的理念や原理を立法府が樹立し、行政機関または専門家集団がそれらを実施していくという公共性主導モデルがとられているとされる。イギリスは、米と独仏の中間に位置するような方式で、主たる理念や原理は立法によって作られるが、独立した公的専門機関により広範な裁量権を与えて規範形成を行うという準公共性主導モデルが採られている。このような多様な制度化の中で、わが国がどのような方法で制度化を行うことが望ましいのかという問題

が独自に問われる必要がある。

2. 研究の目的

そこで本研究の目的は、生命倫理規範の制度化にあたってどのような視座または視点が必要とされているのか、とくにわが国における生命倫理規範形成においてどのような原理原則を採用することが望ましいのかを理論的かつ実証的に探究することにある。

(1) 欧米型生命倫理学の特質と限界についての理論的研究

まず第一に、生命倫理規範形成で先行してきた欧米型の生命倫理規範の特質とその限界を解析することがある。欧米型、特に米英型の生命倫理規範に関しては、その理念型の特色として、(a) 自己決定至上主義の個人主義、(b) 権利基底的な立論、(c) 他者危害原則、(d) 功利主義的視座があげられる。これらの特質についての批判的検討と代替理論の構築を目指す理論的研究がここでの目的である。特にここでは個人の権利基底的な規範ではなく、家族に基礎を置く「家族基底な生命倫理規範」の可能性の探究とその理論的基礎付けが中心的な課題になる。

(2) 欧米型生命倫理規範制度の特質と限界についての実証的研究

第二の具体的な目的としては、欧米のいくつかの国での実態調査を行うことによって、生命倫理規範についての欧米型の制度がもつ特質と問題点を析出する。具体的には、イギリス、ドイツ、スイス、アメリカなどでの生命倫理に関する法制度の実施状況を調査し、当該生命倫理規範の原則と制度化がもつ問題点を抽出する。

(3) 東アジア型生命倫理規範の特質についての実証的研究

第三の具体的な目的としては、欧米型の「個人主義的な権利基底な生命倫理規範」の対応物としての「家族基底な生命倫理規範」が実践されていると考えられる東アジア(日本・韓国・中国など)の現状についての実態調査を行うこ

とによって、そのタイプの生命倫理規範の特質と問題点を析出する。特に「死の迎え方」および「ヒト胚の取扱い方」に関する規範(特に法規範)について、実態調査がここでの中心になる。

(4) わが国の「在るべき」生命倫理規範についての原理的研究

第四の目的として、以上の考察を前提として、日本での生命倫理規範形成(特にその法制度化)の問題点と在るべき方向性について批判的検討を行うことがあげられる。ここでは、欧米に見られる生命倫理規範の多様な制度化方法の中で、わが国が採るべき方法についての探究を中心に、日本における在るべき生命倫理規範の原理的考察と方向付けを行うことが主たる課題となる。

3. 研究の方法

(1) 理論的・文献的研究

「欧米型生命倫理学の特質と限界」と「生命倫理規範における Globalization と Localism」について、理論的研究を行う。ここでの研究は、文献の精査が中心になる。ここでは、欧米、特に米英の文献を中心に、欧米型の生命倫理学及びその規範の特質を析出し、欧米型の生命倫理規範と対比されうる東アジア型の生命倫理規範の理念型を理論的に構築する。

また、その過程での主要問題の一つとして、「生命倫理規範における Globalization と Localism」について考究する。欧米型の生命倫理学は、普遍主義的志向という性質を強く有しており、その理念や価値を、UNESCOのような国際機関や世界医師会のような国際学会を通して、実現しようとする傾向を有している。そのような現状にあって、欧米型とは基本的視座を異にする東アジア型の生命倫理規範を主張するには、どうしても「Globalization と Localism」との関係について一定の原則を立てて臨むことが求められる。

(2) 欧米型および東アジア型の生命倫理規範の

特質についての実証的研究

欧米型の生命倫理規範と東アジア型の生命倫理規範の特質を同定するために、当該地域の研究者や実務家に対するインタビューによって、実態調査をおこなう。また、生命倫理関係のいくつかのWorld Congressに参加して世界の研究者との交流を図る。

(3) 生命倫理規範における Globalization と Localism についての理論的研究

W. キムリッカ『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』(1998)の翻訳を行って以来の課題であり、この視座からの理論的研究を進める。

(4) わが国の「在るべき」生命倫理規範についての原理的研究

東アジア型の生命倫理規範の一つとして「家族基底的な生命倫理規範」という構想の原理的基礎付けと理論的精緻化に取り組む。他方、形成途上にあるわが国の生命倫理規範について、政府の審議会レベル(例えば総合科学技術会議およびその生命倫理専門調査委員会、文部科学省及び厚生労働省の関連審議会)での議論を精査し、その規範自体の特質と形成過程の特質を析出する。

4. 研究成果

(1) 主な成果

研究目的の(1)と(2)で揚げられた欧米型の生命倫理学の特質と限界についての研究に関しては、英国を考察事例として、理論的研究、および実証的研究をおこなった。その成果は、発表論文の①と②となっている。

また、研究目的の(3)で揚げられたわが国の「在るべき」生命倫理規範についての原理的研究としては、延命治療の中止・不開始問題という具体的問題を通して、その領域での「在るべき」生命倫理規範を原理的に探究した。それは、発表論文の雑誌論文の②と、図書の①に結実している。

それらの成果についての評価は、なお形成途上にある。

(2) 今後の展望

本研究での第三の目的であった、東アジア型の生命倫理規範の特質についての研究を十分に行うことができなかった。この面からの研究は、今後わが国の生命倫理規範の在り方を考える上で重要な示唆を与えることとなると考えられるため、今後の研究に委ねたい。

また、生命倫理規範のグローバリズムとローカリズムという視座も、本研究の問題意識の軸の一つであったが、この視座からの研究を進展させることができなかった。この点も今後の研究に委ねたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 山崎康仕, 「英国における『ヒトの受精およびヒト胚研究に関する法』の展開」, 『国際文化科学研究』, 第32号, 2009, 67-98頁。
- ② 山崎康仕, 「英国における終末期医療への取り組み」, 『国際文化科学研究』, 第34号, 2011, 掲載予定。

[図書] (計1件)

- ① 浅井篤, 高橋隆雄他, 『シリーズ生命倫理学 第13巻 臨床倫理』, 丸善, 2011, 出版予定。

[その他]

- ① 招待講演 "Human Fertilisation and Embryology Regulation in the UK"
熊本大学グローバルCOEリエゾンラボ研究会(2009. 9. 30. 熊本大学発生医学研究所)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 康仕 (YAMAZAKI YASUJI)

神戸大学・大学院国際文化学研究科・教授

研究者番号：00200668

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし